

第8章 ラオス人民民主共和国

1. 政府機構内における消費者当局の位置づけ及びその概要

はじめにラオス人民民主共和国（以下ラオス）の消費者保護政策を概観する。

ラオス政府の消費者保護政策の基本的な考え方は消費者からのクレームをくみ上げ収集を行い、これに対して事業者側に指導を行い改善と補償を要求するという考えを基にしており、具体的な実施方法として以下の4つのポイントで構成されている。

消費者保護法の制定：2010年に消費者保護法が制定され、消費者の権利や義務、不公正な取引や不良品の防止、消費者教育や紛争解決の仕組みなどが定められた。

消費者保護委員会の設置：2016年に消費者保護委員会が設置され、消費者保護法の施行や監督、消費者の苦情やクレームの受付、消費者教育や啓発活動などを行うとしている。

消費者団体の支援：消費者保護委員会は、消費者団体と協力して、消費者の意識向上や情報提供、消費者の利益擁護などの支援を標榜している。

国際協力の活用：ラオス政府は、日本やASEANなどの国際協力機関と連携して、消費者保護政策の強化や人材育成、消費者教育などの分野で技術協力や資金援助を受けている。

ラオスにおける消費者対策の実施を主導する消費者当局として、商業工業省（Ministry of Industry and Commerce / MOIC）が管轄しており、消費者保護法をベースに対策を行っている。

2010年の消費者保護法は、商品とサービスの使用による消費者の法的利益、安全、健康を保証することを目的としており、以下のような内容を規定している。

商品とサービスの製造、輸入、販売、卸売は、関連部局が定めた条件、基準、規則を遵守しなければならない。

宣伝は、商品とサービスの性質、種類、特徴、質について真実に正当であることを保障しなければならない。

消費者は、商品とサービスの価格、ラベル、掲示板広告などの情報にアクセスできる権利を有する。

消費者の利益を侵害する、事実ではない宣伝や不正な商品とサービスに対しては、調停的な措置、行政措置、法的措置を取ることができる。

ラオスの消費者保護政策はまだ発展途上であり、e コマースや国際協力などの新しい分野に対応するために、法令の改正や新規の策定が進められている。また、消費者保護団体の設立運営に関する指針も策定され、消費者の意識向上や権利擁護に向けた支援が各国機関・団体から行われている。これらの主管省庁は商業工業省である。他に電気通信事業、金融関連事業、医薬品等で消費者保護に関する規定がある。また、価格統制等については経済警察や国内貿易局等の管轄になっている。消費者による苦情については主として商工省となっているが首相府、国民議会、警察にそれぞれ苦情受付窓口が用意されている。

ラオスの法制度は、一党支配体制であるという特有な点があり、党の政治的・経済的路線を具現化するための手段としての5年ごとに策定される「経済・社会開発計画」を基に、国家の統制やそれに付随して発生する問題解決のための法整備が行われている。これは、中央計画経済体制であった1970年代、市場経済化を行っている現在も変化していない。「経済・社会開発計画作成と管理に関する首相令135号」に「開発計画は、党路線や国家の経済・社会か初管理を展開し、執行することにお

ける主要な手段である。」と規定されている。

第9次経済・社会5か年計画（2021-2025年度）では大きな方向性となる6つの大目標に、党の意図が表れていると考えられる。

- ① 経済が継続的、良質的、安定的、持続的に成長
- ② 科学技術を研究、応用し、製造、サービスの付加価値を生み出せる人材の育成
- ③ 国民の物的、精神的な生活水準の一步ずつの改善
- ④ 自然環境の保全と災害リスクの低下
- ⑤ インフラ整備の強化、地の利を生かした積極的な地域又は国際的な協力枠組みへの参加
- ⑥ 国家運営の効率化、法治の権威と厳格性によって守られる平等かつ公正な社会の構築

そしてより中長期的な目標として、後発開発途上国からの脱却や持続的開発目標 2030 に向けたグリーン成長戦略の実現などが掲げられている。これらの中長期の目標からは、ラオスが「高度」成長から「持続可能」な成長に転換しようとしているとみることができる。言い換えれば、一時的に高い成長率を実現するよりも、低い成長率でも成長し続けることを目指そうとしているのである。持続的発展は一般的に、経済、社会、環境が融和した開発の概念だが、上述の6大目標に置き換えれば、経済開発、社会開発と環境保全目標である②から⑥を通して、持続可能な発展である①の実現を目指そうとしているとみることができる。

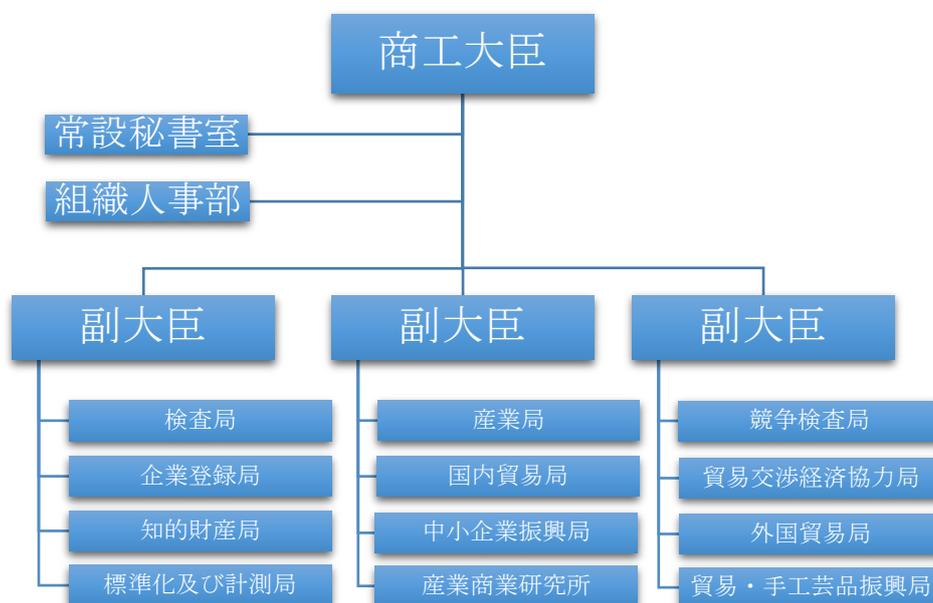
これらの目標と一般消費財等の多くを輸入に頼っている国情から、各種製品及びサービスについて一定の基準を設け、国民を保護することを目的とした消費者保護法制の整備の充実を図ろうとしている。

2010年以前のラオスの消費者保護についての法制度は、消費者保護については専門法がなく、民法等による保護のみとなっており、不十分で不完全であった。ラオスは1986年に市場経済化を推進する「新思考政策」を導入したが、それに伴う法整備は遅れていた。消費者保護に関する法令は、1992年の商業法と1995年の民法典の一部にしか存在せず、それらも不明確で矛盾する部分が多くあり、また、消費者保護の実施機関や手続も不在で、消費者の権利や利益を侵害された場合に救済を求めることが困難であった。そのため、ラオスの消費者は、不正な商品やサービスに対して無防備で、健康や安全が脅かされる危険にさらされていた。

2010年に消費者保護法が制定されるまで、ラオスの消費者保護についての法制度は、国際基準に適合しておらず、消費者の信頼や市場の発展に支障をきたしていた。消費者保護法は、ラオスの消費者保護についての法制度を大きく改善し、消費者の権利や利益を保障するための原則や措置を定めた。しかし、消費者保護法の施行後も、まだ実施上の課題や改善の余地があり、例えば、消費者保護法の下位法令や規則の整備、消費者保護の実施機関や人材の強化、消費者の意識や教育の向上などが挙げられる。

(1) 消費者当局

上述のとおり、消費者対策を主導する当局は、商業工業省⁴⁹²（以下「MOIC」という。）であり、ラオスにおける消費者保護問題全般に関する国の政策について、政府、公官庁、地方政府、消費者保護団体等の調整を行う。



図表 34 商業工業省の組織図⁴⁹³

(2) 消費者当局の位置づけ

MOIC は首相直属の機関として政府法（Law on Government）によって成立しているが、国民議会在が制定した法律ではなく首相府令に基づいており、他省庁も同様に首相直属の機関として独立して責務を負うこととなっている。

各法律に基づき責任所管省庁が定められており、基本的に該当する法律に基づく業務については責任所管省庁が行うが、省庁間での任務範囲が重複するものについては、その任務の重複が顕著になった場合の是正措置として、その任務が政府の重点分野の場合は首相府内の機関の権限を強化させる方法による調整と、大臣間レベルでの調整を行う方法により行われている。（首相府内の機関とは首相府内に政府課題を担当する大臣が設定されており、MOIC の場合は首相府経済担当大臣が首相府内におり、この担当大臣の権限を強化させる場合と、首相府の担当大臣間での調整によって各省庁間の権限の調整を行う場合、又は、担当大臣により各省庁大臣間との調整を行う場合等がある。）

MOIC は、消費者保護に関する執行機関の一つとみなされており、国内貿易局（Department of

⁴⁹² <http://www.moic.gov.la/>（URL 最終確認日は 2024 年 3 月 29 日。以下ラオスの章について全て同じ。）

⁴⁹³ https://www.moic.gov.la/?page_id=2&lang=en

Domestic Trade) を通じ事業者の摘発も行う。国内貿易局の職員は、消費者を保護する権限を与えられており、ラオス市場に流通する、消費者を意図的に混乱させる商品から消費者を保護している。商品の性質に応じて、他の省庁又は関連部門の支援を求める場合もあり、例えば問題の商品が医薬品の場合、保健省の協力を求めることもある。

(3) 関連省庁・機関並びにその概要

① 消費者政策を実施するその他の関連省庁・機関

以下に挙げる関連省庁及び機関は MOIC を主体としながらも、対象物の専門性に合わせた各省庁及び機関となっており、協調して消費者保護政策の実施を行うこととされている。

a. 治安維持省⁴⁹⁴ (Ministry of Public Security) 及び経済警察 (Economic Police)

ラオスでの消費者保護として知的財産権の保護を希望するブランドの所有者は、ラオス経済警察に取締りを申し立てることができる。経済警察は治安維持省内にある部門で、癒着防止のため独立部門として設定されていて、経済警察は申立てを治安維持省に報告する。2018 年に新しい刑法が制定されて以来、知的財産権の侵害は刑事犯罪とみなされている。商品の偽造、不正競争の行使等により他人に損害を生じさせた場合、罰金及び懲役刑に処される可能性がある。偽造品を製造又は取引する行為、詐欺に関与する人も不公正な競争慣行の罪に問われる。

b. 財務省⁴⁹⁵ (Ministry of Finance)

財務省の役割は金融機関が法律や規則を遵守しているかを監督することとなっており、金融機関や消費者の紛争に関する調停及び仲裁を行う権限を持っていない。この役割は中央銀行 (Bank of the Lao PDR / BOL) が行うことになっており、商品の不当表示、不十分な情報開示、詐欺、汚職、規則違反等が行われた場合には通報を受けることとなっている。また、金融サービスの利用者保護に関する首相令に基づき中央銀行で紛争解決が行えることとなっている。

税関局 (Customs Department)

税関局は、消費者保護につながるコピー商品や不正商品の取締りのベースとして、知的財産権、特に工業意匠権、商標権、著作権の保護において積極的な役割を果たしている。税関局は、財務省の監督下にある。知的財産権者は、中央の税関局の職員と、33 か所の国際チェックポイント (各地の税関) のいずれかに配置されている税関職員が、知的財産権をラオスに登録している知的財産権所有者の権利を侵害する可能性のある商品を監視できるように、知的財産権の税関登録を更新する。税関職員は、ラオス市場に流入する商品の監視と、ラオス市場から第三国に流出する商品の監視を担当している。

⁴⁹⁴ <https://laosecurity.gov.la/>

⁴⁹⁵ <https://www.mof.gov.la/>

c. ラオス中央銀行⁴⁹⁶ (Bank of the Lao PDR/BOL)

ラオス中央銀行はラオス政府の省に相当する国家機関で、国家の社会経済発展を支援するために主にマクロ経済管理を行う中央銀行として、通貨管理、金融機関の監督、支払システムの効率的な開発を主な業務としている。

中央銀行の総裁は首相の任命制となっており、非常に政府に近い組織となっている。マイクロファイナンスの普及や、中小零細企業向けの融資制度等の整備も各省庁と協調し行っている。

d. 天然資源環境省⁴⁹⁷ (Ministry of Natural Resources and Environment/MONRE)

天然資源環境省は政府による資源と自然環境の管理を管轄しており、これには、土地・水・大樹・生物多様性における環境的社会的管理が含まれている。土地利用に関する登録について一元管理及び権限を有しており、土地関連における消費者保護については他省庁と連携で監督を行っている。

e. 保健省⁴⁹⁸ (Ministry of Health)

食品・医薬品局 (Department of Food and Drug)

保健省、食品・医薬品局は食品等の表示や内容物に関する監視、及び医薬品の登録や成分等の分析、医療機器等の登録や安全性の確認等、食品医薬品に関する監視及び安全性の担保及び規格の策定等を担当している。

f. 農林省⁴⁹⁹ (Ministry of Agriculture and Forestry)

畜産局 (Departments of Livestock)

農林総合研究所⁵⁰⁰ (National Agriculture and Forestry Research Institute/NAFRI)

畜産局は主として食肉に対する調査分析及び監視を担当しており、国内における畜産の安全指導、と殺及び流通、輸入される食肉製品・生きた動物・繁殖用精子等の監視、輸出される食肉・動物等の検疫等を行っている。

NAFRIはラオスにおける農林畜産の新品種や農薬等の適合及び安全性の試験を行う機関であるとともに、輸入品種や害虫等の調査研究、農林畜産品種の種の保存及び希少品種の保護育成等を行っている。

g. 技術通信省⁵⁰¹ (Ministry of Technology and Communication/MOTC) (旧郵政通信省及び科学技術省の一部)

デジタルテクノロジー部 (Departments of Digital Technology)

⁴⁹⁶ <https://www.bol.gov.la/en/index>

⁴⁹⁷ <https://www.monre.gov.la/>

⁴⁹⁸ <https://moh.gov.la/>

⁴⁹⁹ <https://www.maf.gov.la/>

⁵⁰⁰ <https://www.nafri.org.la/>

⁵⁰¹ <https://mpt.gov.la/>

テクノロジーイノベーション局 (Departments of Technology Innovation)

技術通信省は電気通信・インターネットを利用したサービスに関する分野の基準の策定及び監視を担当しており、電信電話に関する基準の策定及びサービスの監視、インターネット上での商業活動や誹謗中傷等の基準の策定や監視を行っている。

h. 情報文化観光省⁵⁰² (Ministry of Information, Culture and Tourism/MICT)

観光局⁵⁰³ (Tourism Department)

観光管理局 (Tourism Management Department)

観光マーケティング局 (Tourism Marketing Department)

ラオスの旅行法は基本的に旅行や観光に関する言葉の定義を定めており、旅行者の保護を目的とする具体的な項目が定められていない。そのため、情報文化観光省は、上記3局が国内外からの観光客からの情報収集を行い、関連省庁に対して問題解決の対応してもらおうという対策を行っている。また、許認可権限を有する旅行代理店・宿泊事業者・観光ガイド等に対しては是正や認可の見直し等の指導を行っている。

i. 司法省⁵⁰⁴ (Ministry of Justice)

各級人民裁判所 (people's court)

経済紛争解決センター (Economic Dispute Resolution Center)

ラオスにおいては、紛争が生じたとき、裁判所での訴訟提起の前に、必ず当事者の管轄下にある村又は経済紛争解決センターで調停手続を行う必要がある。調停において、和解合意に至らなかったことを証明しなければ、裁判所は事件を取り扱わない仕組みとなっている (民事訴訟法第 170 条)

村レベルの調停で取り扱うことができる紛争には、

(ア) 民事関係

家畜問題、相続問題、境界問題、土地使用权、商事関連以外の契約違反、村の運営に関する紛争、その他法律が定める私人間の問題など。

(イ) 商事関係

小規模で解決が困難ではない商事に関連する問題。紛争金額が高額であっても、当事者が合意し、調停人に紛争解決の能力がある場合は扱うことが可能である。

(ウ) 家族関係

離婚以外の家族間の問題、夫婦の財産、家族内の借金、養育・扶養・養育・扶養費の問題、親子関係の問題など。ただし、ドメスティックバイオレンスについては、民法の規定に従う。

(エ) 環境関係

家畜の糞尿問題、ごみ問題、汚水の垂れ流しなど小規模で被害額が高くない紛争。

(オ) 労働関係

⁵⁰² <https://mict.gov.la/>

⁵⁰³ <https://www.tourismlaos.org/>

⁵⁰⁴ <https://www.moj.gov.la/>

事業体の中ではなく、家族内の労務問題。事業体の中の労働紛争については、村レベルの労働社会福祉支局がその解決を担う。ただし、村レベルに同支局がない場合は、村レベルの紛争解決チームが扱うことが可能である。

(カ) 刑事関係

財産の被害額が 百万キープ (約 百ドル) 以下の事件。ただし、強奪、強盗、常習的な犯罪又は累犯は除く。

身近な人からの傷害事件。ただし、女性と子供への暴力行為、60 歳以上の人への被害、身体障害、常習的な行為、累犯は除く。

その他、名誉棄損、誹謗、侮辱、過失致死、姦通、身近な人による人権侵害、プライバシー侵害、住居侵入、個人情報の漏洩など。

(キ) 青少年犯罪

15 歳未満の重犯罪、常習的又はグループ犯罪又は軽犯罪 15 歳以上 18 歳未満で禁固刑 3 年以下の軽犯罪及び中犯罪

15 歳以上 18 歳未満で刑事事件の要件を満たす、被害額が 百万キープ以下の犯罪。

ただし、強奪、強盗、常習的な犯罪又は累犯は除く。

となっており、上記以外のものを紛争解決センターで取り扱うことが一般的となっている。

j. 公共事業運輸省⁵⁰⁵ (Ministry of Public Works and Transport /MPWT)

公共事業運輸省は水道や道路等の公共インフラの計画や設計及び管理、航空・鉄道・自動車の登録・管理・指導等を主な業務とし、土木や建築等の基準の策定及び監視等も行っている。

k. エネルギー鉱業省⁵⁰⁶ (Ministry of Energy and Mines/MEM)

エネルギー鉱業省はラオスの鉱山資源の管理及び鉱物製品の輸出入管理、電力の輸出入管理、水力発電所等の発電所の許認可及び基準の策定、ラオス電力公社 (Electricite du Laos/EDL)、ラオス発電公社 (EDL-Generation Public Company/EDL-GEN)、ラオス国営送電会社 (Electricite du Laos Transmission Company Limited /EDL-T) や IPP 事業等への資本参加による送受発電事業への参画などを行っている。

1. 首相府 (Prime Minister's Office)

首相府はラオス政府の首長である首相が所属する行政機関で、首相は国民議会の承認を経て、大統領が任命する。ラオスの政治制度は人民革命党による一党指導体制で、首相も党の幹部を兼任している。党は人民 (国民) からの意見を収集し政策に反映させるという大原則があるため、広く国民からの相談や苦情を受け付ける窓口にもなっている。

m. 国民議会⁵⁰⁷ (The National Assembly of the Lao PDR)

⁵⁰⁵ <https://www.mpwt.gov.la/en/>

⁵⁰⁶ https://www.mem.gov.la/?page_id=629&lang=en

⁵⁰⁷ <https://na.gov.la/>

ラオスの国民議会は、1991年の憲法制定に伴い最高人民会議に代わり設置された一院制の議会である。国民議会は立法機関としての役割のほか、行政及び司法機関を監督する権限を有している。国民議会は人民革命党からは独立しており、議員になるために人民革命党員になる必要は必ずしもない。議員は自身の選挙区である県の行政機関の監督権限を有しており、県民からの相談や苦情を受け付けるため、国民議会において相談窓口が設置されている。

② 審議・助言・監視をする機関の有無及び政策機関との関係

審議・助言・監視をする機関については、上記の消費者政策を実施する省庁及び機関が MOIC を主体としてその対応を行っている。

2. 消費者関連法規の所管状況

(1) 専管の関連法令（法律名、英文法律名、発行年、番号、発行機関）

① 商業工業省（Ministry of Industry and Commerce）所管

・消費者保護法（Protecting consumers Law）⁵⁰⁸（2010年6月30日 No.02/国民議会）

消費者保護の基本法となっており、政策・用語等の定義、措置や罰則等を定めている。

・工業加工法（The Industrial Processing Law）⁵⁰⁹（2014年7月11日 No64/国民議会）

工業加工を行う工場の設置や生製品の品質に関する基準の順守を定めている。

・アンチダンピング法⁵¹⁰（Anti-Dumping and Countervailing Measures）（2019年6月14日 No65/国民議会）

主に輸入品を対象に、販売促進費等の管理・監視・検査・規制及び措置を定め、関税による相殺措置等を定め消費者と国内生産者の保護を定めている。

⁵⁰⁸ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Protecting%20consumers%20Law%20.pdf>

条文英訳：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Law%20on%20Consumer%20Protection.pdf>

条文日訳：

<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/ve9qi800000fopc-att/03-35.pdf>

⁵⁰⁹ 条文：

[https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/The%20Industrial%20Processing%20%20Law%20\(%20Amended%20\)%20.pdf](https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/The%20Industrial%20Processing%20%20Law%20(%20Amended%20)%20.pdf)

⁵¹⁰ 条文：

[https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/ADCVD%20%20Law\(%20Eng\)%20\(1\).pdf](https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/ADCVD%20%20Law(%20Eng)%20(1).pdf)

・知的財産法 (intellectual property law) ⁵¹¹ (2017年11月15日 No38/国民議会)

知的財産の目的・定義等を定め、知的財産の侵害及び侵害されている商品等から消費者を保護する。商号及び営業秘密等についても本法の管轄となっており、商品の誤認混同の防止及び保護を行う。

・化学物質管理法 ⁵¹² (Law on Chemicals Management) (2016年11月10日 No202/国民議会)

ラオスにおける化学物質の登録、輸出入等について国民の健康、生命、環境、社会の安全性の担保を行うことを目的とし、不正や基準に満たない物質による消費者の保護についても言及されている。「化学薬品の登録、輸入、輸出、及び通過に関する決定」(2020年商工省令 No1204) で工業手工芸局により物質が規定されることとなっている。

② 治安維持省 (Ministry of Public security) 所管

・刑法 ⁵¹³ (On the Promulgation of the Penal Code) (2017年6月26日 No118/首相府)

⁵¹¹ 条文:

[https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E2%80%8B%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%E2%80%8B%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E2%80%8B%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%20%E0%BA%8A%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E2%80%8B%E0%BA%AA%E0%BA%B4%E0%BA%99%E2%80%8B%E0%BA%97%E0%BA%B2%E0%BA%87%E2%80%8B%E0%BA%9B%E0%BA%B1%E0%BA%A99%E2%80%8B%E0%BA%8D%E0%BA%B2%20\(%E0%BA%AA%E0%BA%B0%E2%80%8B%E0%BA%9A%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E0%BA%9B%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E2%80%8B%E0%BA%9B%E0%BA%B8%E0%BA%87\).pdf](https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E2%80%8B%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%E2%80%8B%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E2%80%8B%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%20%E0%BA%8A%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E2%80%8B%E0%BA%AA%E0%BA%B4%E0%BA%99%E2%80%8B%E0%BA%97%E0%BA%B2%E0%BA%87%E2%80%8B%E0%BA%9B%E0%BA%B1%E0%BA%A99%E2%80%8B%E0%BA%8D%E0%BA%B2%20(%E0%BA%AA%E0%BA%B0%E2%80%8B%E0%BA%9A%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E0%BA%9B%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E2%80%8B%E0%BA%9B%E0%BA%B8%E0%BA%87).pdf)

条文日:

<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/ve9qi800000fopc-att/03-19.pdf>

⁵¹² 条文:

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BA%84%E0%BA%B9%E0%BB%89%E0%BA%A1%E0%BA%84%E0%BA%AD%E0%BA%87%E0%BB%80%E0%BA%84%E0%BA%A1%E0%BA%B5.pdf>

⁵¹³ 条文:

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/26%E0%BA%AA%E0%BA%9E%E0%BA%8A2018.pdf>

国民の権利・利益・生命・健康・権利等の侵害に対して、特定の行為を刑法犯と定めその加害者に対しての刑を定めている。

③ 財務省 (Ministry of Finance) 所管

・ 保険法⁵¹⁴ (Insurance law) (2019年11月29日 No78/国民議会)

保険及び保険契約に関する法律で、契約時及び支払時等における消費者の保護について規定している。

④ ラオス中央銀行 (Bank of the Lao PDR) 所管

・ 商業銀行法⁵¹⁵ (Law on Commercial Bank) (2023年7月17日 No95/国民議会)

商業銀行の設置や運営に関して規定しており、預金の種類や預金の保護等の消費者保護について規定している。

・ ラオス中央銀行法⁵¹⁶ (Law on Bank of the Lao PDR) (2018年6月19日 No206/国民議会)

ラオス中央銀行の役割及びラオスにおける金融機関等について規定しており、各金融機関を利用する消費者の保護について規定している。

・ 証券取引法⁵¹⁷ (Law on Securities) (2019年12月3日 No32/国民議会)

証券及び証券取引、証券取引所に関する規定をしており、証券業務の効率性、透明性、公平性及び金融システムのリスクに対して言及し、参加する個人、法人、組織に対しての権利と不正取引の防止について規定をしている。

条文英訳：

https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/1Oct2020_Lao%20Penal%20Code_English%20version.pdf

条文日訳：

<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/ve9qi800000fopc-att/01-34.pdf>

⁵¹⁴ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/78%E0%BA%AA%E0%BA%9E%E0%BA%8A2019.pdf>

⁵¹⁵ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/39%E0%BA%AA%E0%BA%9E%E0%BA%8A17%EF%80%A27%EF%80%A22023.pdf>

⁵¹⁶ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/47%E0%BA%AA%E0%BA%9E%E0%BA%8A2018.pdf>

⁵¹⁷ 条文：<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Securities.pdf>

・金融決済システム法⁵¹⁸ (Payment System Law) (2027年11月7日 No292/国民議会)

金融通貨の安定と決済システムの促進を目的とし、デビットカード、クレジットカード、QRコード等の決済手段における金融決済時の消費者保護と個人情報の取扱いについて規定をしている。

⑤ 天然資源環境省 (Ministry of Natural resource and environment) 所管

・土地法⁵¹⁹ (Land Law) (2019年6月21日 No70/国民議会)

土地の保護や開発に関する適正利用に関して規定されており、 Condominium や使用権、販売やリース及び担保等に関することが規定されており、契約時等における消費者保護について言及している。

・環境保護法⁵²⁰ (Environmental Protection Law) (2012年12月18日 No41/国民議会)

本法は、公共資源、天然資源、生物多様性を保護し、国の持続可能な社会経済的發展を確保するために、環境の管理、監視、回復、保護に必要な原則、規則、措置を規定しており、個人法人を問わず煙、粉塵、振動、騒音、放射線、変色、臭気、廃棄物、障害物などの迷惑行為を防止又は最小限に抑えるための措置を講じることを基本とし、紛争解決及び違反者に対する制裁を規定する事で国民の保護を目的としている。

・水及び水資源保護法⁵²¹ (Law on Water and Water Resources) (2017年5月11日 No10/国民議会)

⁵¹⁸ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E2%80%8B%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%20%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E2%80%8B%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%E2%80%8B%E0%BA%A5%E0%BA%B0%E2%80%8B%E0%BA%9A%E0%BA%BB%E0%BA%9A%E2%80%8B%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E2%80%8B%E0%BA%8A%E0%BA%B3%E2%80%8B%E0%BA%A5%E0%BA%B0.pdf>

⁵¹⁹ 条文英訳：https://laolandinfo.org/wp-content/uploads/2021/05/Land-Law-2019_Eng-Unofficial-Translation.pdf

条文日訳：

<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/ve9qi800000fopc-att/03-21.pdf>

⁵²⁰ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Environmental%20Protection%20%20Law.pdf>

⁵²¹ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%20%E0%BA%99%E0%BB%89%E0%BA%B3%20%E0%BB%81%E0%BA%A5%E0%BA%B0%20%E0%BA%8A%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E0%BA%9E%E0%BA%B0%E0%BA%8D%E0%BA%B2%E0%BA%81%E0%BA%AD%E0%BA%99%E0%BA%99%E0%BB%89%E0%BA%B3.pdf>

本法は、ラオスの水資源の持続可能性を向上させることを目的として、ラオスにおける水資源管理の原則、規制、及び措置を規定している。廃水排出許可、湿地と水資源の保護、地下水管理、河川流域管理、水力発電の環境フローに関する条項や灌漑使用に関する規定が含まれており、紛争解決及び違反者に対する制裁を規定する事で国民の保護を目的としている。

⑥ 保健省 (Ministry of Health) 所管

・ 薬品と医療製品法⁵²² (Medicine and Medical Product Law) (2011年12月21日 No7/国民議会)

本法は、医薬品及び医療製品の使用、管理、監視、及び検査を管理するための原則、規則、及び措置を定義しており、目的には、安全で効果的、高品質の医薬品や医療製品を適切な価格で確実に供給すること及び事故時の対応が含まれている。

・ 治療医療法⁵²³ (Health Care Law) (2015年1月30日 No32/国民議会)

本法は2005年医療法に代わるもので、すべての国民、家族、地域社会が平等に医療にアクセスできることを保証するために、医療活動の組織、活動、管理及び制御に関する原則、規制、措置を決定しており、医療従事者及び患者双方の権利と利益保護に関する事項も定めている。

・ 食品法⁵²⁴ (Food Law) (2013年7月24日 No172/国民議会)

薬物を除く人間が摂取する生又は加工されたあらゆる物質及び食品添加物の生産、加工、処理、包装、輸送、保管に関して、管理、監視、制御、規制等の措置を定めており、安全性を棄損する物質や方法による消費者保護と衛生性及び栄養性の準拠についても定めている。

⁵²² 条文 :

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Medicine%20and%20Medical%20%20%20Product%20Law.pdf>

条文英訳 :

[https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Medicine%20and%20Medical%20Product%20Law%20\(%20Amended%20\)%20.pdf](https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Medicine%20and%20Medical%20Product%20Law%20(%20Amended%20)%20.pdf)

⁵²³ 条文 :

[https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%20%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%20%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BA%9B%E0%BA%B4%E0%BB%88%E0%BA%99%E0%BA%9B%E0%BA%BB%E0%BA%A7%20\(%E0%BA%AA%E0%BA%B0%E0%BA%9A%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E0%BA%9B%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E0%BA%9B%E0%BA%B8%E0%BA%87\).pdf](https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%20%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%20%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BA%9B%E0%BA%B4%E0%BB%88%E0%BA%99%E0%BA%9B%E0%BA%BB%E0%BA%A7%20(%E0%BA%AA%E0%BA%B0%E0%BA%9A%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E0%BA%9B%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E0%BA%9B%E0%BA%B8%E0%BA%87).pdf)

⁵²⁴ 条文 : <https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Food%20Law.pdf>

・タバコ管理法⁵²⁵ (Tobacco Control Law) (2021年11月16日 No36/国民議会)

本法はタバコの生産、輸出入、販売、広告等タバコに関するすべての規制が規定されている。未成年への販売や健康被害等の消費者保護についても言及している。

・アルコール飲料統制法⁵²⁶ (Alcoholic Beverage Control Law) (2015年1月30日 No30/国民議会)

本法は、アルコール飲料の製造、輸入、販売、広告の管理、管理、監視、監督に関する原則、規制、措置の概要が定められており、アルコール飲料の品質確保、健康と家計の確保、飲酒による生命と財産の保護等消費者保護につながる項目が規定されている。

⑦ 農林省 (Ministry of Agriculture and Forestry) 所管

・植物保護と検疫法⁵²⁷ (Law on Plant Protection and Plant Quarantine) (2016年11月15日 No31/国民議会)

本法は、植物の保護と検疫活動の管理、監視、検査に関する原則、規制、措置を定め、国内での植物の害虫や病気の発生を防ぎ、国外からラオスへの蔓延を防ぐことを目的としている。同法の下位法として「農業管理に関する政令がある」

⁵²⁵ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/09%E0%BA%AA%E0%BA%9E%E0%BA%8A2021.pdf>

条文英訳：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Amended%20Tobacco%20Control%20Law%20Approved%20Eng%20FINAL%202.pdf>

⁵²⁶ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%20%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%20%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BA%84%E0%BA%A7%E0%BA%9A%E0%BA%84%E0%BA%B8%E0%BA%A1%E0%BB%80%E0%BA%84%E0%BA%B7%E0%BB%88%E0%BA%AD%E0%BA%87%E0%BA%94%E0%BA%B7%E0%BB%88%E0%BA%A1%E0%BA%97%E0%BA%B5%E0%BB%88%E0%BA%A1%E0%BA%B5%E0%BA%97%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%BB%80%E0%BA%AB%E0%BA%BC%E0%BA%BB%E0%BB%89%E0%BA%B2.pdf>

⁵²⁷ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%E0%BA%81%E0%BA%B1%E0%BA%81%E0%BA%81%E0%BA%B1%E0%BA%99%E0%BA%9E%E0%BA%B7%E0%BA%94.pdf>

・農薬管理に関する政令⁵²⁸ (Decree on Management of Pesticide Plants) (2017年8月24日 No258/農林省)
本令は法令は、人間、動物、植物、環境に対する農薬の品質、安全性、効率を確保することを目的としており、農民による使用時の薬害防止や消費者への薬害防止についても定めている。

⑧ 技術通信省 (Ministry of Technology and Communication/MOTC) 所管

・規格法⁵²⁹ (Law On Standards) (2014年7月18日 No49/国民議会)

本法は、製品、サービス、プロセス、商品、環境に関する技術規制と基準の管理、検査、確立のための規則と措置を定め、品質、効率性、公正性、地域間の相互性の確保を目的とし消費者の権利の保護を確保すると定められている。

・測量法⁵³⁰ (Measure Law) (2013年12月13日 No14/国民議会)

本法は計測に関する統一性、正確性、明確性を目的とし、生産やサービス等の経済活動上での事業者と消費者の正当な権利と利益の保護を定めている。

・電子取引法⁵³¹ (Law on Electronic Transactions) (2022年12月29日 No72/国民議会)

本法は電子上での取引に関し、民法を補足するものとして、契約は電子的に作成、提案、受諾でき、法律及びその他の関連法に従って作成された電子契約には法的強制力があると規定され、消費者保護のために契約の無効条件や事業者の法的公開情報等について規定されており、顧客情報等については電子データ保護法の順守を求め、違反者は刑法により罰するとしている。

・電子署名法⁵³² (Law on Electronic Signature) (2018年12月12日 No148/国民議会)

⁵²⁸ 条文 :

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%94%E0%BA%B3%E0%BA%A5%E0%BA%B1%E0%BA%94%E0%BA%84%E0%BA%B8%E0%BB%89%E0%BA%A1%E0%BA%84%E0%BA%AD%E0%BA%87%E0%BA%A2%E0%BA%B2%E0%BA%9B%E0%BA%B2%E0%BA%9A%E0%BA%AA%E0%BA%B1%E0%BA%94%E0%BA%95%E0%BA%B9%E0%BA%9E%E0%BA%B7%E0%BA%94.pdf>

条文英訳 : <https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Lao-Pesticide-Decree-English-final.pdf>

⁵²⁹ 条文英訳 : <https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/la/la032en.pdf>

⁵³⁰ 条文 : <https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Measure%20Law%20.pdf>

⁵³¹ 条文 :

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/31%E0%BA%AA%E0%BA%9E%E0%BA%8A2022.pdf>

⁵³² 条文 :

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/59%E0%BA%AA%E0%BA%9E%E0%BA%8A2019.pdf>

本法は電子署名として、簡単な電子署名、デジタル電子署名、電子印鑑の3種類を定めそれぞれの定義及び情報保護等に関する原則及び規制を規定しており、公開鍵等の使用要件等技術的要件についても一部規定されている。

・テレコミュニケーション法⁵³³ (Law on Telecommunications) (2021年11月16日 No32/国民議会)

本法では、テレコミュニケーションを有線又は無線システム、光ファイバーシステムによって、電磁気、無線周波数の媒体を介して、データ、情報、音声、画像、数字、文字、及びあらゆる記号を発信、送信、受信する行為と定義し、事業活動やサービス、設備等についての規定が定められ、事業者及び消費者の権利義務についても定義されている。

本法とは別に、ラオスにおける電気通信事業に関連する法律が多数あり、各法においても消費者保護に関する規定や勧告が制定されている。関連法規は次のとおり。

・情報通信技術法⁵³⁴ (Law on Information and Communication Technology) (2016年11月7日 No 2 /国民議会)

・電子情報保護法⁵³⁵ (Law on the Protection of Electronic Data) (2017年5月12日 No25/国民議会)

・先端技術法⁵³⁶ (Law on High Technology) (2021年11月16日 No 7 /国民議会)

・衛星通信に関する政令⁵³⁷ (Decree on Satellite Communications) (2019年12月27日 No471/首相府)

⁵³³ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/05%E0%BA%AA%E0%BA%9E%E0%BA%8A2021.pdf>

⁵³⁴ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%E0%BB%80%E0%BA%95%E0%BA%B1%E0%BA%81%E0%BB%82%E0%BA%99%E0%BB%82%E0%BA%A5%E0%BA%8A%E0%BA%B5%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BA%AA%E0%BA%B7%E0%BB%88%E0%BA%AA%E0%BA%B2%E0%BA%99.pdf>

⁵³⁵ 条文：<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/0918570.pdf>

⁵³⁶ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/07%E0%BA%AA%E0%BA%9E%E0%BA%8A2021.pdf>

⁵³⁷ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/471%E0%BA%A5%E0%BA%9A2019.pdf>

・電気通信及びインターネットサービスの消費者保護に関する決定⁵³⁸ (Decision on Consumer Protection for Telecommunications and Internet Services) (2020年5月25日 No1061/郵政通信省)

・ICTの設置及び修理サービスに関する決定⁵³⁹ (Decision on ICT Installation and Repair Services) (2017年7月10日 No2234/郵政通信省)

・ICT機器の輸入及び販売に関する決定⁵⁴⁰ (Decision on the Import and Distribution of ICT Equipment) (2016年11月16日 No3201/郵政通信省)

・インターネットデータセンター運営承認決定⁵⁴¹ (Decision on Approval to Operate an Internet Data Center) (2016年3月18日 No590/郵政通信省)

⁵³⁸ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/1061%E0%BA%9B%E0%BA%97%E0%BA%A2020.pdf>

⁵³⁹ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%82%E0%BB%8D%E0%BB%89%E0%BA%95%E0%BA%BB%E0%BA%81%E0%BA%A5%E0%BA%BB%E0%BA%87%20%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BB%83%E0%BA%AB%E0%BB%89%E0%BA%9A%E0%BB%8D%E0%BA%A5%E0%BA%B4%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BA%95%E0%BA%B4%E0%BA%94%E0%BA%95%E0%BA%B1%E0%BB%89%E0%BA%87%20%E0%BB%81%E0%BA%A5%E0%BA%B0%20%E0%BA%AA%E0%BB%89%E0%BA%AD%E0%BA%A1%E0%BB%81%E0%BA%9B%E0%BA%87%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BB%84%E0%BA%AD%E0%BA%97%E0%BA%B5.pdf>

⁵⁴⁰ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%82%E0%BB%8D%E0%BB%89%E0%BA%95%E0%BA%BB%E0%BA%81%E0%BA%A5%E0%BA%BB%E0%BA%87%20%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BA%99%E0%BA%B3%E0%BB%80%E0%BA%82%E0%BA%BB%E0%BB%89%E0%BA%B2-%E0%BA%88%E0%BA%B3%E0%BB%9C%E0%BB%88%E0%BA%B2%E0%BA%8D%E0%BB%80%E0%BA%84%E0%BA%B7%E0%BB%88%E0%BA%AD%E0%BA%87%E0%BB%84%E0%BA%AD%E0%BA%97%E0%BA%B5.pdf>

⁵⁴¹ 条文：

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%82%E0%BB%8D%E0%BB%89%E0%BA%95%E0%BA%BB%E0%BA%81%E0%BA%A5%E0%BA%BB%E0%BA%87%20%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%20%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BA%AD%E0%BA%B0%E0%BA%99%E0%BA%B8%E0%BA%8D%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%BA%94%E0%BA%B3%E0%BB%80%E0%BA%99%E0%BA%B5%E0%BA%99%E0%BA%81%E0%BA%B4%E0%BA%94%E0%BA%88%E0%BA%B0%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99.pdf>

・モバイルネットワーク基地局の設置に関する決定⁵⁴² (Decision on Installation of station signal telecommunication) (2016年2月5日 No209/郵政通信省)

・電気通信事業運営許可証に関する指示⁵⁴³ (Instruction on permission of run telecommunication business) (2018年8月15日 No2225/郵政通信省)

・サイバー犯罪法⁵⁴⁴ (Law on cyber crime) (2015年7月15日 No4/国民議会)

本法はサイバー空間上での犯罪についての被害防止を目的とし、その対策について規定し、国民の保護についての内容を定めている。

⑨ 情報文化観光省 (Ministry of Information, Culture and Tourism/MICT) 所管

・広告看板法⁵⁴⁵ (Law on Sign) (2018年6月21日 No50/国民議会)

ラオス国内での看板の作成・設置・管理に関する法律で、消費者の誤認混同を防止する観点から、ラオス語主体による表示を義務付けている。2018年11月26日付で出された「企業印と看板に関する商工省事務室告示第2823号」により、より詳細な記載内容が定められている。

⁵⁴² 条文:

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%82%E0%BB%8D%E0%BB%89%E0%BA%95%E0%BA%BB%E0%BA%81%E0%BA%A5%E0%BA%BB%E0%BA%87%20%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BA%95%E0%BA%B4%E0%BA%94%E0%BA%95%E0%BA%B1%E0%BB%89%E0%BA%87%20%E0%BA%AA%E0%BA%B0%E0%BA%96%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BA%B5%E0%BA%AE%E0%BA%B1%E0%BA%9A-%E0%BA%AA%E0%BA%BB%E0%BB%88%E0%BA%87%E0%BA%AA%E0%BA%B1%E0%BA%99%E0%BA%8D%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BB%82%E0%BA%97%E0%BA%A5%E0%BA%B0%E0%BA%AA%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E0%BB%80%E0%BA%84%E0%BA%B7%E0%BB%88%E0%BA%AD%E0%BA%A99%E0%BA%97%E0%BA%B5%E0%BB%88.pdf>

⁵⁴³ 条文:

https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Instruction_on_permission_of_run_telecommunication_.pdf

⁵⁴⁴ 条文:

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/1.%20Law%20on%20cyber%20crime.pdf>

⁵⁴⁵ 条文:

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%9B%E0%BB%89%E0%BA%B2%E0%BA%8D.pdf>

・観光法⁵⁴⁶ (Tourism Law) (2013年7月24日 No5/国民議会)

本法は国の観光産業に対する規制、原則、措置を規定し、また、観光客の安全を確保するために観光警察を設立する旨を規定しているとともに、ホテル等の観光サービス業に対する基準や消費者保護の項目が定められている。

⑩ 司法省 (Ministry of Justice) 所管

・経済紛争解決法⁵⁴⁷ (Law on the Resolution of Economic Disputes) (2018年6月22日 No92/国民議会)

本法は、仲裁又は調停による経済紛争解決の原則、規制、及び措置を定めており、以前の経済紛争解決法(2010年12月17日 No06/国民議会)に代わって施行された。法改正により、調停や仲裁、紛争解決手続に関連するより包括的な手続など、紛争解決メカニズムが強化された。経済紛争解決の原則は、1.正義の保証と法律の厳格な遵守、2.紛争当事者の自主的な合意、3.紛争当事者の平等の3つの原則に従って行われるものとされ、本法の下に解決されない場合には一般の裁判への移行が可能となっている。

⑪ 公共事業運輸省 (Ministry of Public Works and Transport /MPWT) 所管

・陸上運輸法⁵⁴⁸ (Land Transportation Law) (2012年12月12日 No36/国民議会)

本法は安全及び秩序のための組織に関する原則、規則及び制度、陸上交通に関する活動、管理、監視及び検査を定めている。交通機関と関係する交通事故、通行混雑の減少、道路、環境、生命、個人及び公共財産の保護を定め、国民の利益保護を目的としている。

・民間航空法⁵⁴⁹ (Civil Aviation Law) (2018年6月26日 No94/国民議会)

本法は、航空利用の安全性、利便性、迅速性、成長、近代化、国際基準と有効性の達成を確保することを目的として、ラオスにおける民間航空の設立、運営、管理に関する原則、規制、措置を定義し、事業者や航空機の規制を行うことにより消費者の利益保護を行うものとなっている。

・建築法⁵⁵⁰ (Construction Law) (2009年11月26日 No197/国民議会)

⁵⁴⁶ 条文 : <https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Tourism%20%20Law.pdf>

⁵⁴⁷ 条文 :

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/148%E0%BB%81%E0%BA%81%E0%BB%89%E0%BB%84%E0%BA%82%E0%BA%82%E0%BB%8D%E0%BB%89%E0%BA%82%E0%BA%B1%E0%BA%94%E0%BB%81%E0%BA%8D%E0%BB%88%E0%BA%87.pdf>

条文日訳 :

<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/ve9qi800000fopc-att/03-3.pdf>

⁵⁴⁸ 条文 : <https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/land%20Transportation%20Law.pdf>

⁵⁴⁹ 条文 : <https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/L145.pdf>

⁵⁵⁰ 条文 : <https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Construction%20Law.pdf>

本法は建設及び建築システムの品質に関する規則、規制、及び検査管理が定義され、設計前調査、設計、建築資材の検査等について建築業許可を持った業者が建築士資格を持った建築士により設計を行い、経験のあるエンジニアによって建築を行うことを定め、住宅沢東の菓子による消費者の損害を保護するとともに、一定の安全性を担保された検知物による安全な都市開発を目的としている。

・都市計画法⁵⁵¹ (Urban Planning Law) (2017年11月16日 No72/国民議会)

本法は、都市の管理、土地利用、建設及び建築に関する原則、規制及び措置を規定し、国家計画、県計画、郡計画等の地域開発計画のもとに社会的及び技術的ニーズに合わせたインフラ整備の割り当てと、住宅地・商業圏・工業圏・農業圏・サービス圏・文化圏・スポーツ圏・公園・国家公安地域等のエリアを設定し、国民生活の安定と安全を目的としている。不動産業者や土地開発業者は本法に基づき開発地域の適合を明示することが求められており、よって消費者保護につながるものとなっている。

・水道法⁵⁵² (Water Supply Law) (2009年7月9日 No134/国民議会)

本法は、都市地域から農村地域にわたる広域範囲に生活・居住している利用者に水の供給を図り、生産振興に寄与する水道事業のために、設置・運用・促進・運営・検査活動に関する法則・規則・制度を定義し、多数民族から構成されるラオス人の健康的な安全の確保及び日常生活の向上を図るとともに、国の社会・経済開発に資することを目的とし、消費者の権利について規定をし適正かつ平等なサービスの提供と被害時の補償について規定がされている。

⑫ エネルギー鉱業省 (Ministry of Energy and Mines/MEM) 所管

・電気法⁵⁵³ (Law on Electricity) (2017年5月9日 No6/国民議会)

⁵⁵¹ 条文；

[https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E2%80%8B%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%20%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E2%80%8B%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%E2%80%8B%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E2%80%8B%E0%BA%9C%E0%BA%B1%E0%BA%87%E2%80%8B%E0%BB%80%E0%BA%A1%E0%BA%B7%E0%BA%AD%E0%BA%87%20\(%E0%BA%AA%E0%BA%B0%E2%80%8B%E0%BA%9A%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E2%80%8B%E0%BA%9B%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E2%80%8B%E0%BA%9B%E0%BA%B8%E0%BA%87\).pdf](https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E2%80%8B%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%20%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E2%80%8B%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%E2%80%8B%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E2%80%8B%E0%BA%9C%E0%BA%B1%E0%BA%87%E2%80%8B%E0%BB%80%E0%BA%A1%E0%BA%B7%E0%BA%AD%E0%BA%87%20(%E0%BA%AA%E0%BA%B0%E2%80%8B%E0%BA%9A%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E2%80%8B%E0%BA%9B%E0%BA%B1%E0%BA%9A%E2%80%8B%E0%BA%9B%E0%BA%B8%E0%BA%87).pdf)

⁵⁵² 条文： <https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/water%20suspry%20%20Law.pdf>

条文日誌：

<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/ve9qi800000fopc-att/03-41.pdf>

⁵⁵³ 条文：

[https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E2%80%8B%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%E2%80%8B%E0%BA%A7%E0%BB%88%](https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E2%80%8B%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%E2%80%8B%E0%BA%A7%E0%BB%88%87)

本法は、国民の社会的及び経済的成長に合わせて、電力の管理、送電、配電、貿易における特定の基準を定め、特に、天然資源の可能性を経済的かつ持続可能な方法で利用するための原則を定めている。電力供給における消費者の権利について規定をし適正かつ平等なサービスの提供と被害時の補償について規定がされている。

(2) 共管の関連法令 (本数、法律名)

ラオスの法令は基本的に共管を行わず、単一の責任監督省庁を定め管理実行を行う手法を取っている。

例として下記を掲載するが、責任監督省庁内において特定の問題につき委員会又は部会の設置を行い、会の長を責任監督省庁の大臣又は副大臣、副会長及び委員に各省庁からの担当者又は責任者を置き、責任監督省庁主導により問題解決を行うこととなっている。

下記のビジネス競争法の場合、ビジネス競争法の責任監督省庁が商業工業省、関連省庁として財務省、情報文化観光省、司法省、治安維持省、内務省、外務省のような委員によって会を構成し、法律で規定されていない部分について各省庁において省令や通達等で調整を行い運営を行っている。

基本の法律と異なり、省令や通達、命令等については必ずしも公開されているものと言いきく、法律の運用面で国民及び外国人にとって非常にわかりにくいものとなっている。

弁護士でもすべてを把握しているわけではなく、また、各省庁でも把握しきれていないものもあるなど、実際に紛争になった場合裁判や紛争解決制度において、いかに解釈を有利に持っていくことができるかが勝訴への近道になりうる状況があり、改善が求められている。

① 商業工業省及びラオス競争委員会 (Lao Competition Commission)

・ビジネス競争法⁵⁵⁴ (Law on Competition) (2015年7月14日 No60/国民議会)

いわゆる独占禁止法で、反競争的行為等の防止を目的として2004年に「取引競争令 (Decree on Trade Competition)」が制定されたが、より実効性のある競争法を実現するために2015年に本法が制定された。ラオス競争委員会は商工省内に設置され、委員長が商工副大臣、副委員長及び委員は各省庁の代表者となっている。

消費者保護として誤認・虚偽広告・不当な販売促進等を不正な競争として禁止し規定している。

[E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%20%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BB%81%E0%BA%82%E0%BB%88%E0%BA%87%E0%BA%82%E0%BA%B1%E0%BA%99%E0%BA%97%E0%BA%B2%E0%BA%87%E0%BA%97%E0%BA%B8%E0%BA%A5%E0%BA%B0%E0%BA%81%E0%BA%B5%E0%BA%94.pdf](https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%20%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BB%81%E0%BA%82%E0%BB%88%E0%BA%87%E0%BA%82%E0%BA%B1%E0%BA%99%E0%BA%97%E0%BA%B2%E0%BA%87%E0%BA%97%E0%BA%B8%E0%BA%A5%E0%BA%B0%E0%BA%81%E0%BA%B5%E0%BA%94.pdf)

⁵⁵⁴ 条文:

<https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%BA%81%E0%BA%BB%E0%BA%94%E0%BB%9D%E0%BA%B2%E0%BA%8D%20%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%BB%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%99%E0%BB%81%E0%BA%82%E0%BB%88%E0%BA%87%E0%BA%82%E0%BA%B1%E0%BA%99%E0%BA%97%E0%BA%B2%E0%BA%87%E0%BA%97%E0%BA%B8%E0%BA%A5%E0%BA%B0%E0%BA%81%E0%BA%B5%E0%BA%94.pdf>

条文英訳: <https://laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Law%20on%20Competition.pdf>

3. 消費者政策に関連する基本計画等の概要

調査を行ったが、日本の消費者基本計画のような基本計画については政府・党において公開資料及び情報が発見されなかった。

経済政策等においては前述した第9次経済・社会5か年計画（2021-2025年度）において規定している6つの大目標のうち、① 経済が継続的、良質的、安定的、持続的に成長、③ 国民の物的、精神的な生活水準の一步ずつの改善、⑥ 国家運営の効率化、法治の権威と厳格性によって守られる平等かつ公正な社会の構築の3つが該当し、この大目標を達成するため、各種法令等の改正案や他国への協力要請等が行われている。

4. 消費者当局が政策立案の基礎となる事実・社会状況等を把握するための仕組み

ラオスにおいては市場競争と消費者保護の分野で社会的状況を把握するための積極的な動きがとられることは予算の関係からなかなか行われていないことが現状である。ただし、消費者の苦情表明や指導を求めるための窓口として商業工業省（1510）、首相府（1516）、国民議会（156）という短縮電話番号による窓口及び直接相談窓口、投書箱が用意されており、定期的に情報をまとめ公表することとなっている。

5. 地方における消費者行政の仕組み及び中央の消費者政策機関との関係

(1) 地方消費者行政の仕組み

ラオスにおける地方消費者行政は、基本的に中央政府との連携によって成り立っており、地方の行政機関と中央省庁との関係は、各省庁の支部機関が各県にそれぞれ存在し、県や郡事務所は各省庁機関の支部機関の集合体という位置づけとなっている。

(2) 消費者政策機関との関係及び／又は執行対応における両者の連携の例

上記のような上下関係となっているため、基本的な消費者保護及び紛争解決に関する手法や手段は同様であり、地方機関で解決が困難な場合などは中央省庁へ持ち込まれ解決方法が指示される流れとなっている。

6. 消費者行政の最近の動き

(1) 電気通信・インターネット利用者保護

ラオスにおいては、電気通信法（2011年）があり、電話及びインターネット等の利用者の保護に関する具体的な規定はなかった。ラオスでは2004年頃よりタイ系資本とラオス政府の合弁会社であるラオテレコム（Lao Telecom）と国営のラオス電気通信公社（Enterprise of Telecommunications Lao）がインターネット接続サービスを開始し、移動通信に関しては、上記2社とベトナム資本のユニテル（Unitele）、元ロシア資本 Beeline Lao 現 ETL の TPULUS Digital の4社がサービス提供を行っている。当初、各社のサービスの質のばらつき、ネット接続の不安定性、使用量に見合わない料金

請求等の問題が発生したため、電気通信・インターネット利用者保護に関する大臣合意が郵便電気通信省より発行され、2020年5月25日に公示、15日後に施行された。

(2) 電話営業等の規制

ラオスでは、営業目的で電話をかけてくる通信関連業者は少ないが、限度を超えると迷惑行為とみなされる（同合意第8条）。時間帯や回数に対する制限は以下のとおり規定されている。

- ・ 月曜日から金曜日、8時から17時まで、営業目的の電話又は通信関連の広告をSMSにて配信することを禁止する。
- ・ 営業電話又はSMS配信は、消費者一人につき、月10回まで。
- ・ 1日3回以上の営業電話又はSMS配信の禁止。
- ・ 商品やサービスを宣伝する目的で電話又はSMS配信をする必要があるものは、電気通信会社より許可を取得する必要がある。
- ・ 政府は、インターネットサービス、通信に関する商品、迷惑電話等に困っている消費者に対して相談窓口を設置している。
- ・ 電気通信会社への直接相談
- ・ 県及びビエンチャン都の郵便電気通信局への相談
- ・ 電話相談窓口として、商工省（1510）、首相府省（1516）、国民議会（156）の3か所での受付
- ・ インターネット上での相談は商工省が窓口となっている⁵⁵⁵。

通信関連サービス業者が自社の商品・サービス等にクレームを受けた場合、7営業日以内に解決し、両者の側の立会人を含めた署名付きの覚書を交わす必要がある。なお、消費者が相談したにもかかわらず、問題が解決されない場合は、県・ビエンチャン都の郵便電気通信局へ解決を要請することが可能となっている。

個人販売者による例えばFacebookを利用した商品宣伝のように、オンライン決済を伴わない形で電子商取引は、若い層を中心として広がり始めているが、電子商取引を直接管理する特定の法律はまだまだ存在せず、電子商取引業者としての登録企業も日本の消費生活センターのような機関も存在しない。関連省庁であるMOICと郵便・電気通信省のどちらが主管省庁かも決まっていないのが実態である。よって、代金未払いや商品の虚偽広告・不具合など、現場では問題が多々生じているものの、多くは被害者が泣き寝入りして終わっているのが現状である。

ラオスの国家開発の土台である第8次社会経済開発計画（2016-2020）では、セクター横断の優先課題として情報通信技術の幅広い適用を掲げており、電子商取引の促進も明記されている。優先取組事項の一つに、国内地域間及び諸外国との統合を視野に入れた、電気通信及びインターネットに関する法整備を挙げている（第2部第6章7.2.2）。

2018年3月現在、電子商取引に特化してはいないが、関連する法律には以下のものがある。

- ① 2010年6月30日付 消費者保護法
- ② 2011年12月11日付 改正電気通信法
- ③ 2012年12月7日付 電子取引法

⁵⁵⁵ <http://www.lcp.gov.la>

- ④ 2015年7月15日付 サイバー犯罪法
- ⑤ 2016年11月7日付 情報通信技術法
- ⑥ 2017年11月7日付 決済システム法

2012年12月7日に発出された「③電子取引法」では初めて電子商取引という文言が記載され、来るべき電子商取引の本格化に向けた一歩となった。本法第20号第4条では、「国家は電子取引の重要性を認識し、電子商取引、行政手続、その他の電子取引を促進し支援する」と規定している。

同法では、電子的手段に基づき交わされる契約（第2部第1章）、電子データによるメッセージ（第2部第2章）、電子書類（第2部第3章）、電子的署名（第3部）、電子情報を扱う仲介者（第5部）などについての条項を定めており、電子商取引もそれら条項の対象となる⁵⁵⁶。

電子取引法では、電子商取引の要の一つであるオンライン上の決済に関する条項は規定されていなかったが「2017年決済システム法」ではQRコードを含む決済についても一部規定された。

（3） 不動産取引

ラオス土地法（2003年）において、土地の管理、保護、使用について定めている。土地法は、国土の管理責任は政府に帰属しているとされ、天然資源環境省土地管理局が監督している。

ラオス国憲法(2003)第17条「所有権・相続権の保障」(旧憲法第15条)では、土地は国家のものであり、ラオス国内外の個人・団体は土地の所有を認めない、としている。一方で、ラオス国内外の個人・団体の土地利用権は認められている

ラオスでの不動産取引は民法典をベースに、2019年の改正土地法がその中核をなしている。本改正土地法は2020年5月に施行された民法典（特に所有権、地役権、地上権、担保権）と整合性を取ることで土地の管理及び税収の向上を主たる目的としている。

土地取引の際には、売買契約書、譲渡証明書、土地登記証が必要で、土地所有権の移転を登記することが一般的で、譲渡証明書と土地登記証は公証人によって証明を受けなければならない。

売買等に基づいて土地所有権の登記を申請する個人又は組織は、村落行政体及び地域又は市町村の土地管理当局を通して、地方又は都市土地管理当局に申請書を提出しなければならない。

（4） リース業に関する首相令

2021年12月8日にNo01/BOLリース業法のガイドライン、2023年3月20日にNO265/BOLリース契約書に関する合意は交付された。リース業について旧法では目的物が「動産及び不動産」であったものが新法では「動産」と定義の大幅な変更があり、合意によって手続や書面等の詳細が規定された。

契約不履行による紛争の解決についてリース会社は、借手からの要求を受理、調査、解決するための管理職と部署や責任者を社内に設置する必要がある。また、紛争解決の担当部署や責任者の情報と借手の要求方法や手続について規定し、リース契約書の別添として、契約書ごとに添付する必要がある。

紛争解決の方法は、消費者保護法、金融サービスの利用者保護に関する首相令等に基づき、以下の項目について規定されている。

- ・ 和解又は調停による解決

⁵⁵⁶ <https://www.eria.org/publications/development-strategy-of-five-selected-sectors-in-the-laos-peoples-democratic-republic-2020-2025/>

- ・ 中央銀行による解決
- ・ 経済紛争解決センターによる仲裁
- ・ 裁判所へ提訴

中央銀行による解決は、中央銀行を、リース会社と借手の仲裁人として、共有された当事者に関わる情報に基づき、双方の合意が得られる解決へと導く役割としている。中央銀行による仲裁で解決しない場合は、紛争解決センター及び裁判所による紛争解決手続へ進めると規定されている。

(5) 食品安全管理

ラオスにおける食品安全の責務は主に保健省（Ministry of Health）が担っている。保健省内の担当部署は食品・医薬品局（Food and Drug Department）となっている。また、農林省（Ministry of Agriculture and Forestry）は食肉及び畜産物の輸入の部分に対し管轄権を有し、商工省（MOIC）は食品事業規制の部分に関しての管轄権を有している。県・郡・市・村の保健局及び衛生局・衛生委員会も国家規制を実施し地域規制の作成する責務を負っている。

根拠法は2013年7月24日食品法 NA33号及び2007年12月26日基準法 NA13号、安全な食品の製造及び輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則 No856/MoH。

2013年食品法 No33/NA は、2004年旧食品法に代わるもので、1.総則、2.食品完全の基準と管理、3.食品事業、4.食品事業者及び消費者の権利と義務、5.禁止事項、6.紛争解決、7.食品及び医薬品管理委員会、8.食品の管理及び検査、9.優れた業績を有する人物に対する政策及び違反者に対する処置、10.最終規程の10章からなっている。

本法重要な特色の一つとして、食品の成分を炭水化物、たんぱく質、ビタミン・ミネラルの3群に分類し定義していることである。食品添加物の定義も含まれており、保健省は食品安全基準などの食品法規を作成し提案する責務を与えられている。さらに、食品の正確な詳細及び情報を示すことを目的としてラオス語や主要な言語による食品表示も義務付けられており消費者保護へとつなげている。

2007年基準法 No13/NA は、基準及び技術規則の制定、管理及び適用に関する原則、規定及び措置を規定している。同法により、各省庁が基準作成を指導し、調整する責務が与えられた。技術規則は特定部門の関連政府機関からなる技術委員会によって作成される。基準への準拠は任意であるが、技術規則への準拠は強制力を持っている。

同法における基準は、「製品、商品、業務、工程、環境、及び他の基準関連事項の特性のために定められ、これらの評価、分類、及び品質評価を目的として規定されたもの」と定義されているが、技術規則は「製品、業務、工程、環境及び他の技術関連事項の評価、範囲、及び技術的特性のために定められ、安全性、衛生、健康、消費者の利益、環境保護、及び国民の利益と安全の確保を目的として、規制及び検査に用いるために規定されたもの」と定義されている。

食品法第9条では、「ラオスにおいて製造、輸出、輸入、販売されるいかなる食品について、食品安全局の食品安全基準に準拠しなければならない。そのような基準がラオスに存在しない場合、コーデックス委員会の規格が適用されるものとする。」とされている。

基準については、食品及び食品加工の安全性と品質の標準化に用いられる2種類の規範法律文書があり、基準法に規定されているとおり、基準は技術規則とは異なっている。基準は特性を定義し任意的な性質を持っているが、技術規則は製品の技術的特性の制限を定義しており、準拠が義務となっている。

これらの基準は、国家基準（National Standards）及び地域基準（Local Standards）の2種類が存在している。国家基準は中央技術委員会（Central Technical Committee）により起草された後、官民からなる国家基準審議会（National Standards Council）による採択を目的として提出され、さらに科学技術省による公布目的として同省に提出される。地域基準は地域技術委員会（Local Technical Committees）によって作成され、県又は首都の各担当部局により、その地域の適切な条件を考慮して採択及び公布される。

食品技術規則は、国家レベルで保健省の指導によって技術委員会が作成又は地域レベルで県又は首都の機関が作成することも可能となっている。地域技術規則は、当該の地域技術規則が公布された特定の県又は特別市にのみ適用可能となる。地域技術規則が国家技術規則に準拠していない場合には、国家技術規則を優先するとなっている。

（6） 第三者保護

消費者保護に関連して第三者保護規定については民法によって規定されており、取消における善意の第三者保護規定（民法 28 条 4 項）、無権代理行為の相手方保護規定（民法 40 条 2 項）、無権代理での権限超越行為における相手方保護規定（民法 41 条 2 項）等に保護されている。

7. 消費生活相談の受付体制

（1） 消費生活相談を受け付ける体制

ラオスの消費者相談受入れ体制は、主として消費者当局、首相府及び国民議会により、政府に対する陳情と同じ窓口によって行われている。

（2） 政府・自治体による相談窓口（委託先も含む）

① 商業工業省⁵⁵⁷

a. 組織の概要と権能（個別相談に関する事業者とのあっせん、関連法等）

組織の概要は上記に記載のとおり。

b. 相談受付の詳細

（a） 受付相談内容・範囲

個人的な使用を目的とした商品・サービスにおける消費者と企業間の紛争全般及び政策や法律等の課題や請願も受け付けている。

（b） 相談受付方法（電話、チャットなど）及び拠点（窓口数）

短縮番号 1510 による電話での相談

専用窓口での対面相談

投書箱による投書

メールによる相談

⁵⁵⁷ 弊社聴取による

(c) 利用料

無料

(d) 人員体制（受付対応者の人数、所属（身分）、資格、勤務体制等）

対応職員数などについては公開されていないが、対応専門の公務員による対応となっており、電話及び窓口での相談は 09:00 から 16:00 とされている。

(e) 受付情報の集約・分析方法

組織内で一元化された帳簿及びファイルで集約されているとのことである。問題の重要度や相談の多い問題・企業については定期的に発表される。

② 首相府⁵⁵⁸

a. 組織の概要と権能（個別相談に関する事業者とのあっせん、関連法等）

組織の概要は上記に記載のとおり。

b. 相談受付の詳細

(a) 受付相談内容・範囲

個人的な使用を目的とした商品・サービスにおける消費者と企業間の紛争全般及び政策や法律等の課題や請願も受け付けている。

(b) 相談受付方法（電話、チャットなど）及び拠点（窓口数）

短縮番号 1516 による電話での相談

専用窓口での対面相談

投書箱による投書

メールによる相談

(c) 利用料

無料

(d) 人員体制（受付対応者の人数、所属（身分）、資格、勤務体制等）

対応職員数などについては公開されていないが、商業工業部門の専門の公務員による対応となっており、電話及び窓口での相談は 09:00 から 16:00 とされている。

(e) 受付情報の集約・分析方法

組織内で一元化された帳簿及びファイルで集約されているとの事。問題の重要度や相談の多い問題・企業については定期的に発表される。

⁵⁵⁸ 弊社聴取による

③ 国民議会⁵⁵⁹

a. 組織の概要と権能（個別相談に関する事業者とのあっせん、関連法等）

日本の国会に当たる組織で、国民からの陳情を広く一般的に対応を行っている。個別相談に対しては対応方法等を関連省庁の担当窓口を紹介するなどによって対応を行う。国民議会からのあっせんによるものとなるので一般的な相談に比べて的確で迅速な対応が行われるようである。

b. 相談受付の詳細

(a) 受付相談内容・範囲

全般及び政策や法律等の課題等の請願と同様に、消費者問題として広い範囲の問題も受け付けている。

(b) 相談受付方法（電話、チャットなど）及び拠点（窓口数）

短縮番号 156 による電話での相談

投書箱による投書

メールによる相談

(c) 利用料

無料

(d) 人員体制（受付対応者の人数、所属（身分）、資格、勤務体制等）

対応職員数などについては公開されていないが、陳情対応専門の公務員による対応となっており、電話及び窓口での相談は 09:00 から 16:00 とされている。

(e) 受付情報の集約・分析方法

組織内で一元化された帳簿及びファイルで集約されているとのこと。

8. 消費者行政における先進的な取組や消費者行政を推進するに当たっての特徴的な体制等に係る具体的な調査項目

ラオスにおける消費者保護は消費者保護規制の枠組みの適用が制限されており、同国の市民社会に馴染みのないものでもあることから、当局は常に懸念を抱いてきた。たとえば、主要な法律である消費者保護法は、効果的に実施するには一般的すぎる広範な原則を規定しているに過ぎないためである。

さらに、ラオスには、消費者の健康を危険にさらす可能性のある現地事業者の不正行為や欠陥製品について注意・勧告するなど、消費者が情報に基づいた意思決定を行えるよう支援する独立した機関が存在しない。ラオスの法律の下では、商工省（MOIC）と国内貿易局に委任された権限は、製品とサービスが国の最低安全基準を遵守し、政府の価格上限を超える製品価格の管理などの消費者保護措置の管理することに限定されている（例：日用品、豚肉や伝統的なスープなど）。実際には、関連するであろう省庁が、それぞれの専門分野に基づいて製品に対する管理・監督措置を行う。例えば、保健省は医薬品や医薬品に関する苦情を監視等を行ってきた。

⁵⁵⁹ 弊社聴取による

このため、ラオス当局は法的空白を埋め、国内の消費者保護措置をより効果的に推進するための第三者協議機関の設置を主導している。消費者保護の法的枠組みを刷新し強化するためのこれらの機関の設置のため、当局は 2020 年半ばに、消費者保護協会の設立のための法的枠組みを発表した。これは、消費者保護協会の設立と運営に関する勧告 2020 年 7 月 30 日 No707/MOIC として 2020 年 8 月 3 日に法務省官報に掲載された。

(1) 消費者保護協会の権限

この勧告は、消費者保護法における消費者保護協会の範囲を詳しく説明するために発行された。法律によれば、消費者保護協会は次のことを行うことができるとしている。

- ・ 紛争解決中に消費者に透明かつ公正なアドバイスを提供することにより、商品やサービスに関する問題解決の支援。
- ・ サプライヤーに対する紛争において消費者を代理すること。これには、友好的な交渉と、消費者に代わり人民裁判所に提訴を行い紛争を法廷に持ち込むことの両方が含まれている。
- ・ 消費者の苦情を受領し検討、消費者とサプライヤーの間の調停
- ・ 消費者保護を監督する当局 (MOIC など) にサプライヤーによる法律違反を報告
- ・ ラオス当局による違法行為については、消費者保護を担当する他の関連当局 (公安省等) に報告
- ・ 現在の法的枠組みについて意見を述べ、消費者保護のための法改正や新たな規制の提案

(2) 消費者保護協会の要件

消費者保護協会の活動の地理的範囲は 3 つあり、それに対応する会員要件が規定されている。

- ・ 全国規模の協会は 25 名以上の会員が必要。
- ・ 県規模の協会は 15 名以上の会員が必要。
- ・ 郡又は市の規模の協会は 10 名以上の会員が必要。

ラオス国民のみが消費者保護団体の管理者となることが認められるが、一部外国人を禁止されていないため顧問等での任命が可能であると思われる。

消費者保護協会は、金融機関、法人、又は個人から融資を受けたりすることはできない。一方、勧告では消費者保護協会が個人、法人、ラオスや海外の団体から資金を受け取することを認めている。資金を受けた団体はその資金とその資金源を MOIC に申告しなければならないとしており、海外から資金を受け取った場合、協会はそれを MOIC に申告し、外務省の承認を得なければならないとしている。(外務省は内務省とも協議すると規定している。)

また、協会は、協会の状況、運営、収入と支出に関する最新情報を 6 か月ごとに地方自治体に提出する必要があり、受け取った資金は協会の目的のために使用されなければならないとしている。

消費者保護協会の設立に関する勧告の規定は、以前に発行された「協会に関する政令」2017 年 8 月 11 日 No238 首相府に沿ったもので国内のあらゆる形態の協会に関係する。MOIC は消費者保護団体の目的と内部統治構造を審査し、内務省は申請を裁定し承認の可否を決定することとなっている。

(3) 消費者保護団体についての結論

これまでのところ、消費者保護協会は設立されていない。ラオスでは管理上の制約により協会の設立に時間がかかることが予想されており、2020 年の消費者保護協会の勧告は、消費者保護協会設立

による消費者問題解決の迅速かつ簡単なプロセスを保証する可能性を秘めており、この勧告がラオスにおける消費者保護のスタート地点となり、ラオスの成長を続ける市民社会が経済問題解決のための関与を促進することが期待される。